

情報システム開発等に係る競争入札参加資格変更審査申請書の提出要領

情報システム開発等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札等に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成25年3月22日長崎県告示第325号、以下「告示」という。)の8競争入札参加資格変更審査申請が必要な場合に、関係法令の定めに基づき、情報システム開発等に係る当該入札参加資格を有する法人・個人(以下、「有資格者」という。)又は当該入札参加資格を承継したい法人・個人が当該申請書を提出する要領については以下のとおりとします。

1 提出が必要な場合

- (1) 合併、営業譲渡、相続等により組織の変更が生じたとき。
これには、個人事業者が法人化する場合又は法人企業が個人事業者に転換する場合も含まれます。
また営業譲渡は、会社の場合、会社法でいうところの事業譲渡と同じです。
- (2) 会社分割制度(商法等の一部を改正する法律(平成12年法律第90号))による会社分割により組織の変更が生じたとき。

2 提出書類等

競争入札参加資格変更審査申請書(告示様式第6号)及び変更事由を証明する書類を以下により添付してください。

【添付書類】

- (1) 合併、営業譲渡、相続等により組織の変更が生じたとき
 - a. 法人については、次のうち変更事由に該当する書類を提出してください。
 - 新旧会社の商業登記簿謄本(写し)
 - 新会社: 現在事項全部証明書、旧会社: 閉鎖事項全部証明書
 - 合併契約書(写し)
 - 合併契約書承認に関する総会議事録(写し)
 - 公正取引委員会への届出書(写し 但し該当がある場合)
 - 新旧会社の組織の変更を説明した書類
 - 相続を証する書面(除籍謄本、遺産分割協議書等の写し)
 - その他、県が個々の変更事由を検討し必要とする書面
 - b. 個人については、変更事由に応じて上記 a. ~ に相当する書類を提出してください。
このうち、個人事業者が法人化する場合については、以下の書類を添付してください。
 - 新会社の商業登記簿謄本(現在事項全部証明書の写し)
 - 発起人会議議事録(写し)
 - 定款(登記に際し法務局へ提出したものの写し)
 - その他、県が個々の変更事由を検討し必要とする書面
- また、個人事業を相続する場合については、以下の書類を添付してください。
 - 相続を証する書面(除籍謄本、営業用資産に関する遺産分割協議書等)
 - 営業用資産の例: 店舗の土地・建物、預貯金、機械設備・自動車、のれん
 - その他、県が個々の変更事由を検討し必要とする書面
- (2) 会社分割制度による新設分割または吸収分割により組織の変更が生じたとき。
 - 新旧会社の商業登記簿謄本(写し)
 - 新会社: 現在事項全部証明書、旧会社: 閉鎖事項全部証明書
 - 分割計画書(写し)又は分割契約書(写し)
 - 会社分割に関する株主総会の議事録(写し)
 - その他、県が個々の変更事由を検討し必要とする書面

3 申請後の処理

申請書受理後、競争入札参加資格の承継の可否を書面にて通知します。

資格承継を県が認めた場合には、資格審査申請事項変更届（告示様式第5号）を提出してください。

届出項目に漏れがないよう変更届の提出要領を参照のこと。

4 その他

変更審査申請書の提出をしていない場合、提出しても資格承継を県が承認していない場合には、入札に参加することはできませんので十分ご注意ください。

合併・分割に当たり簡易合併・分割により手続きをしている場合、合併・分割の一方が他方の100%子会社である場合、上記（1）（2）の添付書類による必要がない場合もありますので、下記まで事前にご相談ください。

その他、ご不明な点は下記までお尋ねください。

長崎県総務部情報政策課 TEL: 095-895-2237
